

議案第65号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 定年の引上げに係る地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を図る必要がある
るので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4
第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条
の4第1項」に、「者（以下「再任用短時間勤務職員」を「もの（以下「定年前再任
用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任
用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項ただし書、第5条、第6条第2項及び第15条第1項中「再任用短時
間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律
第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規
定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の
勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第
3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例の規定を適
用する。